

## 第4章 浄化槽を使用するための維持管理の必要性

### 4.1 浄化槽における使用上の注意

#### (1) 維持管理の必要性

維持管理とは、浄化槽の保守点検（図 4-1）及び清掃（図 4-2）を実施し、法定検査を受検するまでの一連の流れをいいます。使用者は、浄化槽法（以下「法」という。）及び環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）により定期的な維持管理が義務付けられています<sup>\*1</sup>。

維持管理の役割は浄化槽の機能を適正に保ち、放流水の水質の技術上の基準を満たすこと<sup>\*2</sup>にあります。そのため、法により保守点検及び清掃ともに技術上の基準に従って行わなければならない<sup>\*3</sup>とされていますが、浄化槽の一般的な所有者である使用者が法令等の定める技術上の基準が要求する維持管理を自ら行うことは困難になっています。

したがって、浄化槽管理士（以下「管理士」という。）を雇用している保守点検業者<sup>\*4</sup>に浄化槽の保守点検を、清掃業者に清掃を委託する<sup>\*5</sup>ことが一般的です。

\* 1 : 法第 10 条 1 項、規則第 6 条 1、2、3、4 項

\* 2 : 規則第 1 条の 2

\* 3 : 法第 8 条、第 9 条、規則第 2 条、3 条

\* 4 : 法第 48 条 1 項 \* 5 : 法第 10 条 3 項

#### 日頃の保守点検が大切です

浄化槽は微生物によって汚水を処理するものですから、その微生物が活発に活動できる状況を常に保つ必要があります。したがって、個々の浄化槽によって使用人員や使用状況、処理方式も異なり、また季節によって水温等も異なりますのでその状況に応じたメンテナンスを行う必要があります。この作業を保守点検といい、処理方式や規模によって実施しなければならない回数が規定されています。また、浄化槽の保守点検は県知事に登録した業者でなければ行うことができませんので、あらかじめ登録業者かどうか確認して委託契約をしましょう。なお、保守点検を行った場合、点検の記録票が渡されますので、3年間は保存しておいて下さい。



#### 保守点検の内容

●汚泥の調整	●シーディング
●空気量の調整	●送風機の点検、調整
●逆流洗浄	●水質の管理など
●スカムの返送または移送	

図 4-1 保守点検の概要（出典：(社)徳島県環境技術センター ホームページより）

注）上記の登録業者について、登録制度がない自治体では浄化槽管理士が保守点検を行うこととなります。

## 清掃は一年に一回以上行ってください

浄化槽を適正に使用していても、1年間程度経過しますと、浄化槽の中に微生物の死骸や汚泥がたまり、浄化槽の働きが衰えてきます。そこでそれらを除去する清掃が必要です。

清掃の時期は、使用人員や使用状況により異なりますが、保守点検を行う専門業者の判断に任せて下さい。通常1年に1回は必要です。

浄化槽の清掃は、市町村の許可業者でなければ行うことができませんので、あらかじめ許可業者かどうか確認して、委託契約をしましょう。清掃後に清掃の記録票が渡されますので、3年間は保存しておいて下さい。



図 4-2 清掃の概要

(出典：(社)徳島県環境技術センター ホームページより)

### (2) 使用上の注意

浄化槽は、便所と連結してし尿と生活雑排水を併せて処理するものですが、これらの排水を著しく多く流したり、有害な物質を流すと、正常な処理機能が維持できないおそれがあります。

そこで、浄化槽には使用者に対して契約時あるいは使用開始直前に行う最初の保守点検<sup>\*1</sup>時には、規則第1条に規定されている次の使用の準則を説明することが必要です(図4-3参照)。

し尿を洗い流す水は、適正量とすること。

殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。

みなし浄化槽(単独処理浄化槽)にあっては、雑排水を流入させないこと。

浄化槽にあっては、工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を流入させないこと。

電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。

浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。

浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。

通気装置の開口部をふさがないこと。

浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

浄化槽を設置、所有している人を浄化槽管理者(以下、「管理者」という。)と呼び、通常は浄化槽を実際に使用している人が管理者となっています。上記の9つの項目を管理者が遵守できるように、きちんと説明する必要があります。

## 日頃の点検が大切です！

- ① 便器の掃除はぬるま湯で行い、塩酸などの劇薬や洗剤・洗剤等は使わないでください。

便器の掃除の際、劇薬や洗剤・洗剤等を使いますと、浄化槽内の大切な微生物が死んでしまいますので、十分に注意してください。



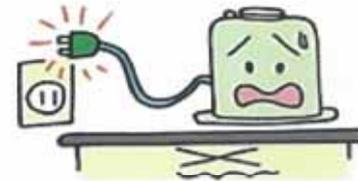
- ② 専用のトイレトペーパーをお使いください。

新聞紙・たばこの吸いがら・紙おむつなどの異物は絶対流さないでください。



- ③ 各装置の電源は勝手に切らないでください。

ばっ気型浄化槽で電源を切ると微生物が死んで処理ができなくなります。



- ④ 浄化槽の上にもものを置かないでください。

点検・清掃や調査の時に不便です。



- ⑤ 浄化槽の上に建物をつくらないでください。

最近土地の高層利用化の傾向から、通路の下・車庫の下・斜面・地下室などに設置する例があります。この様な設置には後の保守点検・汚泥引抜きに支障をきたしますので望ましいことではありません。

- ⑥ 故障や異常が発生した場合は、直ちに保守点検業者に連絡し処置をしてください。

故障や異常が発生した場合には、直ちに保守点検業者に連絡し、処置してください。

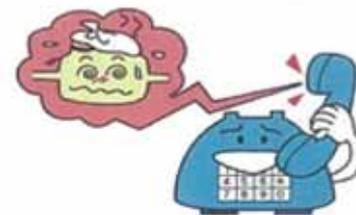


図 4-3 浄化槽を使用するための注意事項  
(出典：(社)徳島県環境技術センター ホームページより)

また、浄化槽の維持管理要領書（以下「要領書」という。）は必ず精読する必要があります。要領書は工事業者から管理者へ渡されるので、契約時に管理者に要領書が必要な旨を伝え、管理士まできちんと要領書が届くようにしなければなりません。

\* 1：規則第5条1項

### （3）維持管理契約時の留意事項

管理者が浄化槽の維持管理を保守点検業者及び清掃業者に委託する場合は、保守点検及び清掃の契約を結びます。その際、契約書には必要な事項を明確にしておくことが重要です。年間一式いくらという大雑把な内容ではなく、

保守点検料金（1回の保守点検料金及び年間の保守点検回数）

清掃料金（1回の清掃料金、年間の清掃回数）

その他、修理代、消耗品代等（必要に応じて）

の料金の明細の記載が必要です。管理者は契約書に明細の記載がない場合は、きちんと業者側に明細の説明を求めてください。

また、保守点検及び清掃は法で定められた技術上の基準<sup>\*1</sup>に従って行われる必要がありますので、関係業者は契約時にそのことも併せて管理者に説明してください。管理者も技術上の基準を認識し、単にいたずらに料金の値引きのみにこだわらないようにする必要があります。また、4・2で述べる法定検査の受検についても、その意義を理解し、受検申し込みを行うことが必要になります。

\* 1：規則第2条、3条

## 4・2 法定検査の必要性

### （1）管理者の責務

管理者は、「浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの」<sup>\*1</sup>と規定されています。法の主旨から言えば、浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検は、管理者の責務とされています<sup>\*2</sup>。平成17年度末現在、浄化槽は全国で約860万基設置されており、そのうち、約770万基は20人槽以下の大きさです<sup>\*3</sup>（ここでは、浄化槽とみなし浄化槽の総設置基数を示している。）。大部分の管理者は、一般家庭の住民ということになりますが、浄化槽を設置すると、保守点検及び清掃の実施のほかに、法定検査の受検が必要になります。

\* 1：法第7条1項

\* 2：法第7条1項、10条1項、11条1項

\* 3：平成18年度浄化槽行政組織等調査結果より

### （2）法定検査

法定検査とは、指定検査機関<sup>\*1</sup>が行う法第7条第1項に基づく設置後等の水

質検査及び第 11 条第 1 項に基づく定期検査をいいます。その検査結果等に関しては、「都道府県知事または市町村長へ報告しなければならない」<sup>\*2</sup>とされています。

法定検査の役割は、浄化槽が適正に設置され、併せて保守点検及び清掃が正しく行われているかどうかを判断し、放流水の水質の技術上の基準<sup>\*3</sup>が守られているかどうかを検査します。また、検査の客観性を担保するために、法定検査を行う組織は、保守点検業者とは別に、都道府県知事の指定する指定検査機関が行うことになっています。

平成 18 年 2 月の法改正により、都道府県知事は法定検査を受検していない管理者に対し、法定検査受検の指導、助言、勧告及び命令<sup>\*4</sup>ができるようになりました。また、未受検者に対しては、命令に違反した者は「30 万円以下の過料に処する」<sup>\*5</sup>ことが規定されました。

\* 1 : 法第 57 条 1 項

\* 2 : 第 7 条 2 項、第 11 条 2 項

\* 3 : 規則第 1 条の 2

\* 4 : 法第 7 条の 2 1、2、3 項及び第 12 条の 2 1、2、3 項

\* 5 : 法第 66 条の 2

### ( 3 ) 保守点検及び清掃と法定検査の関係

これまで述べてきたように、保守点検及び清掃は個々の浄化槽の機能を適正に保つことが目的であり、法定検査は個々の浄化槽の設置状況や稼働状況、並びに放流水の水質を検査し、その結果を毎年行政に報告すること、次いで、必要に応じて改善を促すことが目的です。このように役割が分かれており、どちらも、浄化槽を適正に維持していく上で必須なものです。

### ( 4 ) 管理者から見た維持管理

管理者から見て、保守点検と法定検査の違いは判り難いようです。年間を通して定期的に保守点検を行い、清掃も行っているのに、「なぜ、さらに検査を受けなければならないのか」という疑問を持たれがちです。年間を通して定期的に行う保守点検の場合、法定検査と比べて、より身近なこともあって、管理者の方にその必要性の意識がおおむね定着していると言えます。一方、法定検査については、浄化槽設置後に一度も法定検査を受検していない場合も多く、こうした管理者に対してその必要性が理解されないことがあります。

そのためにも、保守点検及び清掃並びに法定検査の必要性を浄化槽関係者が十分認識し、すでに浄化槽を設置している住民やこれから浄化槽を設置しようとしている住民に対して十分な説明をしていかなければなりません。

#### 4・3 保守点検及び清掃記録の活用

##### (1) 保守点検及び清掃記録票

保守点検業者が保守点検を、清掃業者が清掃作業を実施した際には、管理者に対し、記録を作成、交付し、その内容について説明しなければなりません<sup>\*1</sup>。この記録は、次回の保守点検及び清掃並びに法定検査の時に、これまでどのように浄化槽の維持管理が行われてきたかを示す大切な書類ですので、無くさないようにする必要があります<sup>\*2</sup>。管理者は維持管理作業後、記録の交付や説明が不十分な場合は、管理士にその旨を要求してください。

\*1：規則第5条2項、3項

\*2：規則第5条8項、9項

##### (2) 電子情報による保守点検及び清掃の記録の活用

浄化槽法定検査判定ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)<sup>\*1</sup>では、書類検査の検査項目が設けられています。記録の保存、内容、保守点検回数等を現場で確認する検査です。しかし、現実に現場で書類検査を行うのは、かなり困難です。それは、検査時、家人が不在であったり、在宅であっても書類の保存が不十分であったりした場合、その対応に多大の時間、労力を要するからです。

現在、保守点検または清掃の記録を、当該管理者の承諾を得て、電磁的方法で提供することができるとなっており、指定検査機関が法定検査を実施するにあたり、今後は記録票の電子化及び情報管理システムを利用して、保守点検及び清掃の記録票をより効率的に確認することが望まれます<sup>\*2</sup>。

\*1：「浄化槽法定検査判定ガイドラインについて」(平成8年3月25日衛浄第17号)別紙

\*2：規則第5条3項～7項

#### 4・4 法定検査結果の反映

##### (1) 法定検査結果の概要

指定検査機関は法定検査を実施した後、検査結果書を作成し、管理者に交付します。それと同時に、都道府県知事または市町村長へ検査結果を報告します。管理者は、検査結果書の交付を確認するとともに、内容に不明な点がある場合は、保守点検を委託している保守点検業者、清掃を委託している清掃業者、法定検査を実施した指定検査機関及び行政等に説明を求めることも必要です。

検査結果は、適正、おおむね適正及び不適正の3段階の判定に分かれています<sup>\*1</sup>。適正と判断されなかった浄化槽は、保守点検または清掃に何らかの課題を抱えていることから、改善のための対策を講じることが必要です。このため、行政から保守点検業者または清掃業者へ必要な助言、指導等を行うことができるとされています<sup>\*2</sup>。

また、保守点検及び清掃の記録の電子化と併せて、法定検査結果の行政への報告もできる限り電子化し、さらに、行政と指定検査機関の間で、法定検査に

に関する情報を、常時双方向で共有できるようにすることが望ましいと思われます。

\* 1 : 「浄化槽法定検査判定ガイドラインについて」(平成 8 年 3 月 25 日衛浄第 17 号) 別紙

\* 2 : 「浄化槽法の施行について」(昭和 60 年 9 月 27 日厚生省生衛第 517 号)

## ( 2 ) 法定検査結果の活用と反映

法定検査の結果、「不適正」の判定になった浄化槽については、適切な排水処理が行われるよう、都道府県または市町村によって維持管理に関する行政指導が行われることとなります。

しかし、適切な維持管理を行うためには、行政指導の前段階であっても、保守点検業者や清掃業者などがしっかりと役割を果たすことが求められます。そのためには、法定検査の結果が速やかに指定検査機関からこれらの業者や管理者に伝わり、対応をとってもらうことが重要です(図 4-4)。

また、浄化槽が水環境の改善に果たしている効果の把握や、みなし浄化槽が水環境に与える影響についても法定検査結果を用いて情報発信していくことが必要です。このとき、必要に応じて指定検査機関の検査員を活用するなどにより、管理者を含めた地域住民に対する説明を考えていくことが望まれます。

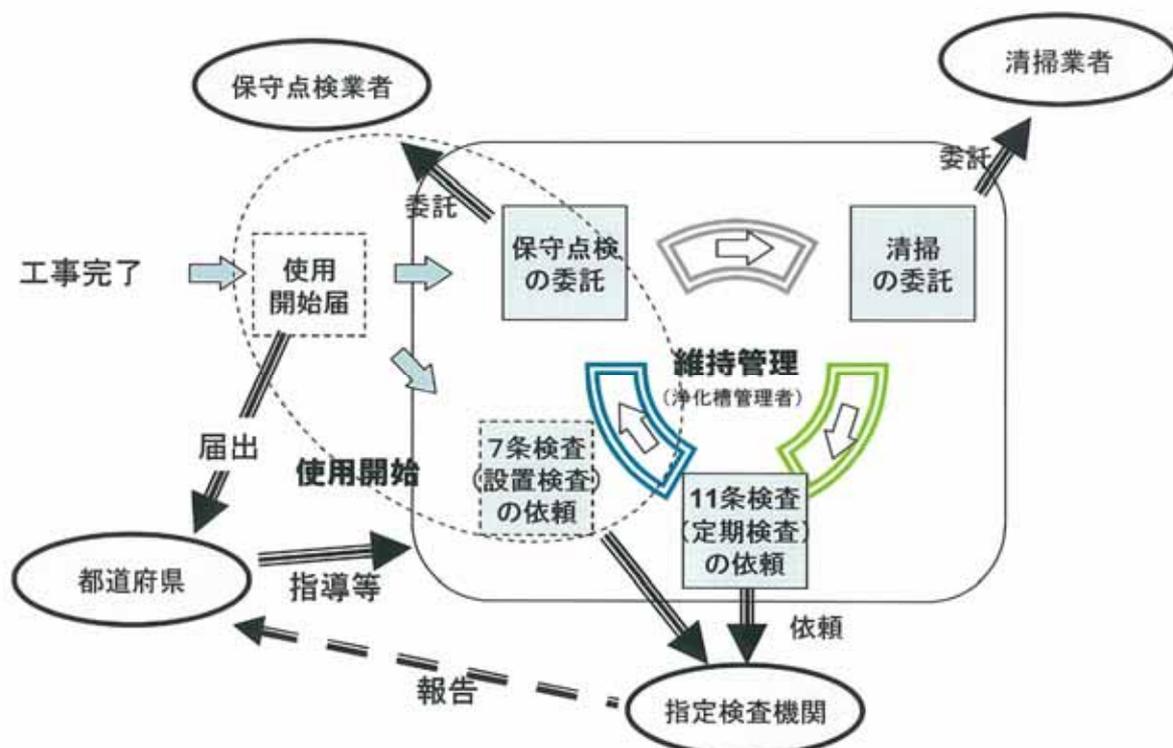


図 4-4 管理者から見た維持管理(保守点検、清掃及び法定検査)の流れ

